

新火葬場建設基本設計業者選定
プロポーザル実施要領

令和7年3月

牧之原市

1 目的等

本実施要領は、牧之原市・吉田町・御前崎市の住民が利用する新火葬場建設基本設計を行う予定者（以下「予定者」という。）を選定するにあたり、本事業への参加を希望する者を対象に応募の条件を示すものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

新火葬場建設基本設計業者選定プロポーザル（以下「基本設計プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル実施主体

静岡県 牧之原市

(3) 事業目的

現在、牧之原市・吉田町・御前崎市の住民等が利用している火葬場は、吉田町牧之原市広域施設組合で管理運営している「謝恩閣」と牧之原市御前崎市広域施設組合で管理運営している「南遠地区聖苑」の2つがある。

両施設とも、昭和56年に竣工し、竣工後43年が経過している。施設の老朽化がみられ、バリアフリーや環境対策への対応も不十分な状況である。

新たな火葬場の整備にあたっては、高齢化の進展に伴う将来の火葬需要の増加に対応できる施設能力を備えるとともに、現在の葬送習慣を的確に捉えつつ、葬送形態の多様化などの新たなニーズにも対応できる施設機能を検討するものとする。

また、火葬場が持つ従来のイメージの払拭を心掛けるとともに、亡くなられた方と最後の別れの時を過ごす大切な空間として、「新火葬場のあるべき姿を市の考えをもとに、地域住民に受け入れられる施設づくり」を目指すものとする。

こうしたことから、優れた技術水準及び実績を持ち、熱意と責任をもって対応する整備予定者を選定するため、基本設計プロポーザルを実施するものである。

(4) その他

本案件は令和7年度当初予算が牧之原市議会で可決がされることを条件に執行する。

3 応募者の資格要件

基本設計プロポーザルに応募する者は（以下「応募者」という。）次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 牧之原市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要綱（平成17年10月11日告示第89号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18条）に該当しないこと。
- (6) 牧之原市競争入札参加資格を有する者
ただし、牧之原市競争入札参加資格を有しない者は、事前に入札参加資格登録手続きを完了させること。

牧之原市競争入札参加資格の登録は随時受付とする。

- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (8) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、斎場（火葬場）又は地方公共団体等が発注した公共建築物のうち住居（公営戸建住宅・公営共同住宅等）以外の用途で、延床面積 1,500 m²以上の建築実施設計の実績があること（構造、設備のみの実績は不可）。ただし、民間の葬儀式場のみの施設は斎場という名称でも実績として認めない。

4 募集手続きに関する事項

(1) 基本設計プロポーザル日程

項目	期日
実施要領等の公告	令和 7 年 3 月 14 日(金)
参加表明書に関する質問・意見の受付	令和 7 年 3 月 17 日(月)～3 月 21 日(金)
参加表明書に関する質問・意見への回答	令和 7 年 3 月 28 日(金)
参加表明書の提出期間	令和 7 年 3 月 31 日(月)～4 月 4 日(金)
参加資格確認結果通知・技術提案書提出依頼	令和 7 年 4 月 15 日(火)
技術提案書作成に関する質問・意見の受付	令和 7 年 4 月 15 日(火)～4 月 18 日(金)
技術提案書作成に関する質問・意見への回答	令和 7 年 4 月 25 日(金)
技術提案書の提出期間	令和 7 年 5 月 9 日(金)～5 月 16 日(金)
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 5 月 29 日(木)
審査結果通知	令和 7 年 6 月 4 日(水)予定

(2) 新火葬場建設関連事業のスケジュール（案）

- ア 基本設計 令和 7 年 6 月～令和 7 年 12 月
- イ 実施設計 令和 8 年 1 月～令和 8 年 9 月

(3) 実施要領等の公告と入手

令和 7 年 3 月 14 日（金）午前 9 時

実施要領や質問書などの関係書類は、牧之原市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）からダウンロードし入手する。

静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部環境課窓口での閲覧、配布は行わない。

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp>

(4) 参加表明書及び技術提案書作成要領に関する質疑の受付及び回答公表

参加表明書及び技術提案書作成要領に関する質疑の受付は、次の手順により行う。

ア 質疑の方法

質問、意見は参加表明書及び技術提案書作成に係る内容のみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。「質問書」（基本設計プロポーザル様式集の様式 1 に示す通り）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

電子メールの件名は、「参加表明書に関する質疑」または「技術提案書作成に関する質疑」と記載すること。

なお、電子メール送信後、速やかに電話にて電子メールが受信されているかを確認すること。
電話での電子メール受信確認の受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時とし、祝日、振替休日を除いた日とする。

また、次に示す受付期間に電子メールが届いていない場合、質問、意見はないものとみなす。

イ 受付期間

参加表明書に関する事項

令和7年3月17日（月）午前9時～令和7年3月21日（金）午後5時

技術提案書作成に関する事項

令和7年4月15日（火）午前9時～令和7年4月18日（金）午後5時

ウ 送付先

静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部 環境課

E-mail:kankyo@city.makinohara.lg.jp

エ 実施要領及び技術提案書作成に関する質問・意見への回答の公表

実施要領に関する質問・意見に対する回答は、市ホームページにて公表する。

回答公表日 令和7年3月28日（金）

技術提案書作成に関する質問・意見に対する回答は、市ホームページにて公表する。

回答公表日 令和7年4月25日（金）

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは公表しないものとする。

(5) 参加表明書の提出

本件への参加を希望する者は、次のとおり参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出のない者及び参加資格がないと認められた者は、本件に参加することができない。

ア 提出期間

令和7年3月31日（月）午前9時～令和7年4月4日（金）午後5時

イ 提出書類等

基本設計プロポーザル様式集に示すとおり。

ウ 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便または簡易書留）により提出期間内に提出先まで提出すること。

エ 提出先

静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部 環境課

〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地

オ 確認結果の通知

応募者に対して、令和7年4月15日（火）までに書面をメールにて通知する。

(6) 技術提案書の提出

参加資格を認められた応募者から、提案書及び図面を次のとおり受け付けるものとする。

ア 提出期間

令和7年5月9日（金）午前9時～令和7年5月16日（金）午後5時

イ 提出書類及び図面

基本設計プロポーザル様式集に示すとおり。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 提出先
静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部 環境課
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地

(7) 注意事項等

- ア 応募に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- イ 提出された参加表明書や技術提案書については、誤字等の軽微な修正以外の訂正や変更、資料の追加等は、牧之原市からの依頼又は合意のあったもの以外は一切認めない。
- ウ 提出書類等に不備があった場合（記載漏れや誤記等により内容が確認できない等）や参加資格を満たさなくなった場合は、その後の審査は行わない。
- エ 応募者は、提出期限以降に技術提案書の差し替え及び再提出することができない。
- オ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- カ 提案に対して談合等による不正行為を行ってはならない。

(8) 失格基準

次の項目に該当した提案者は失格となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載してある場合
- イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ウ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- エ 本審査が終了するまでの間において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合
- オ 書類が不足している場合、様式を逸脱している場合

(9) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ア 実施期日は、令和7年5月29日（木）とする。
- イ プレゼンテーション・ヒアリングの実施日時、場所等の詳細については、資格審査を通過した応募者に別途通知する。
なお、応募者数によって、時間配分等については前後する場合がある。
- ウ 出席者は、1提案者当たり5名以内とする。
- エ 使用するパソコン等の機材については、応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意する。
- オ プレゼンテーション・ヒアリングについては、概ね以下の時間配分で行うものとする。
準備（5分）・プレゼンテーション（20分）・ヒアリング（20分）・片付け（5分）計50分
- カ プレゼンテーションの内容については、参加表明書及び技術提案書に沿ったものとし、構成及び表現は応募者の自由とする。

技術提案書は、市の求める要求事項に対して、それを実現するために、どのような技術提案がなされているかを評価する。評価は設計提案のテーマ（課題）に基づき、次の4項目について行う。

- a **【火葬場の機能について】** 多様化する葬送形態に対応できる施設（建物）づくり
- b **【火葬場の空間について】** 自然をも包摂した葬送の場として相応しい施設づくり
- c **【環境対応について】** 脱炭素化も含めた環境への配慮のある施設づくり
- d **【コスト等について】** コストを抑え維持管理がしやすく持続可能な施設づくり

5 選定の手続き

(1) 選定委員会の設置

市は、審査にあたり、選定委員会において、応募者から提出された提案書等を基に、選定基準に基づき審査を実施する。提案内容の審査に関して、公平性や透明性、客観性を確保し、幅広い見地からの意見を参考とするため、関係職員等により委員会を構成する。

(2) 選定方法

一次審査として、参加表明書の形式確認、参加資格要件の確認を行い、選定委員会が参加表明書の審査を行い、5者程度の技術提案書提出応募者を選定する。配点は事務所としての能力が10点、技術者の能力・実績が50点、「火葬に対する考え方と地域性を考慮した火葬場のあり方について」の考え方が50点、「取組み姿勢の評価」が50点の計160点とする。

二次審査として、技術提案書提出者から技術提案のプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングをもとに、技術提案書を評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者等を決定する。

6 基本設計業務委託契約

(1) 契約の交渉

市は、選定委員会から優先交渉権者として答申された者を設計者として適当であると認める場合には、これを契約予定者として設計業務の契約交渉を行うものとする。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行う。

(2) 設計業務概要

ア 業務名 新火葬場建設整備事業に関する基本設計業務委託（仮称）

イ 施工箇所 静岡県牧之原市勝俣 2879-6 番地外

ウ 履行内容

新火葬場建設整備事業に関する基本設計業務 一式

上記に付随する造成実施設計業務

※測量及び地盤調査については別業者に発注

都市計画決定の変更手続きに必要な書類の作成協力及び土地利用に係る資料等作成業務

上記に関する積算業務

エ 契約書作成の要否 要

オ 履行期間 契約締結の日の翌日から令和7年12月（予定）

(3) 契約の条件

市が定める方法により算出した金額【6,000万円（税込）】を上限として、選定終了後、提出された見積書をもとに随意契約を行う。ただし、契約締結時まで「3応募者の資格要件」に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

(4) 工事受注資格について

設計業務の受託者（協力事務所を含む。）と資本・人事面等において、関連があると認められる製造業者又は建設業者は、設計業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請負うことはできない。

(5) 火葬炉業者

基本設計プロポーザル公告に先立ち、市は火葬炉設備に関する受注者を「株式会社宮本工業所」に決定済みであるが、基本設計プロポーザル期間に火葬炉及び排ガス処理設備に関する技術的事項について

確認したい場合は、技術提案書に関する質問受付期間内に質問書をメールで事務局に提出すること。

なお、メールを送信する際の件名は、「(会社名) 基本設計プロポーザル技術提案書質問書について」として、必ず受信確認を電話にて行うこと。

(受付時間は午前9時から午後5時)

(送信先) E-mail : kankyo@city.makinohara.lg.jp

なお、優先交渉権者として特定された場合は、株式会社宮本工業所と密に連絡をとり、設計業務を進めるものとする。

(6) その他

基本設計プロポーザルにより委託する業務内容等は「6 基本設計業務委託契約（2）設計業務概要」に示すとおりであるが、この業務終了後に発注する実施設計業務、施工監理業務についても、円滑な設計業務の実施と、施設建設に設計意図を確実に反映するという観点から、原則として基本設計者と随意契約する予定である。なお、工事に関しては共同企業体も含め、下請等においては、地元業者を使用すること。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。

なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

市は、基本設計プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他市が必要と認めるときに、技術提案書が無償で使用することができるものとする。この場合、参加者名を明示するものとする。

また、技術提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

8 留意事項

(1) 経費の負担

参加表明書等の作成費、旅費、その他基本設計プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

ア 提出書類は、「7 提出書類の取扱い（2）提出書類の使用」の場合を除き、提出者に無断で使用しない。

イ 提出書類は、優先交渉権者等の選定作業に必要な範囲において、複製し使用することがある。

ウ 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

エ 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

オ 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

9 評価の基準

評価の基準については、8頁にある「新火葬場建設基本設計業者選定プロポーザル評価基準」に示す。

10 審査結果の通知等

(1) 優先交渉権者等の決定

ア 提案内容等を総合的に評価し、市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定する。

イ 優先交渉権者等を決定した時は、全ての応募者へ結果を通知する。

(2) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者等の決定後、審査結果を市ホームページで公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

11 事業計画等の変更及び中止

(1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、牧之原市等は、事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。

(2) 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して牧之原市は、一切の責任を負わないものとする。

12 問い合わせ先

静岡県牧之原市 市民生活部 環境課
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地
電 話：0548 - 53 - 2609
F A X：0548 - 53 - 2889
E-mail:kankyo@city.makinohara.lg.jp

新火葬場建設基本設計業者選定プロポーザル評価基準

評 価 項 目		配 点
1 【火葬場の機能について】 多様化する葬送形態に対応できる施設（建物）づくり		
・ 将来増加する火葬需要への対応が可能な施設となっている	10 点	40 点
・ 将来の葬送行為の変化（利用者のニーズの変化）にも対応可能な施設となっている	10 点	
・ 地域の葬送習慣に配慮した施設となっている	10 点	
・ 故人や遺族、会葬者が他者を気にせずお別れができる等プライバシーが守られた施設となっている	10 点	
2 【火葬場の空間について】 自然をも包摂した葬送の場として相応しい施設づくり		
・ 周囲の景観に溶け込み、自然環境と調和した明るいデザインとなっている	10 点	50 点
・ 全ての人に分かりやすい空間計画とし誰もが利用しやすい施設となっている	10 点	
・ 遺族や会葬者の心情に配慮したやすらぎが感じられる施設となっている	10 点	
・ 自然素材の積極的な採用等、温かみのある施設となっている	10 点	
・ 牧之原市の風、雨、光等の自然特性を生かした施設となっている	10 点	
3 【環境対応について】 脱炭素化も含めた環境への配慮のある施設づくり		
・ カーボンニュートラルへの対応など、脱炭素化への対応がなされた施設となっている	10 点	50 点
・ 火葬炉設備を含め Z E B 化への検討がなされ、レジリエンス対応も含め、高機能化施設の計画となっている	10 点	
・ 火葬炉の廃熱利用など、エネルギーの効率化が図られた施設となっている	10 点	
・ バイオ燃料などの環境配慮型の非化石燃料など将来の火葬炉燃料の転換も考慮した施設となっている	10 点	
・ 周囲への環境を考えた地域へ寄り添った施設となっている	10 点	
4 【コスト等について】 コストを抑え維持管理がしやすく持続可能な施設づくり		
・ 工事費が抑えられた施設計画となっている	10 点	60 点
・ 工事費の削減が図れる施設計画となっている	10 点	
・ 工期の短縮化が図られた計画案となっている	10 点	
・ メンテナンス性が高い仕様・仕上となっている	10 点	
・ 施設の長寿命化に耐えうる施設となっている	10 点	
・ 無理なく各設備の更新が可能な計画となっている	10 点	
合 計		200 点